

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
- ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……一
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……四
- 平成二十八年度ふく調理師試験の実施……………
- ……(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……六
- 森林法第百八十九条の掲示……………
- ……(産業労働局農林水産部森林課)……七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……(生活文化局都民生活部管理法課)……七
- 土地区画整理審議会委員の決定……………
- ……(都市整備局市街地整備部管理課)……八

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……八
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………
- ……(環境局総務部環境政策課)……九
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……九
- 都市計画事業の施行……………
- ……(建設局道路建設部管理課)……一〇
- 水道料金の減免措置の期間の延長……………
- ……(水道局)……一〇
- 水道料金の減免措置……………
- ……(同)……一〇
- 下水道料金の減免措置の期間の延長……………
- ……(下水道局)……二
- 下水道料金の減免措置……………
- ……(同)……三

告示

東京都告示第百四十五号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十八年四月十五日

東京都知事 外 添 要 一

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二一六	雑誌	コアコミックス ㊹	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二一七	同右	POE BACKS BABY COMIC	同右

S E X T R A
ムダ毛男子
五四〇八〇一七七
株式会社ふゅーじょん
ぶろだくと

東京都告示第百四十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき東池袋五丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年四月十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称
東池袋五丁目地区市街地再開発組合
 - 二 事業施行期間
平成二十七年六月十二日から平成三十二年三月三十一日まで
 - 三 施行地区
豊島区東池袋五丁目地内
 - 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
豊島区東池袋四丁目三十番九号
平成二十七年六月十二日
 - 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
平成二十八年四月十五日
- 東京都告示第百四十七号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年三月十八日	昭島市朝日町五丁目七百四十九番一の道路	延長 一六・二六 幅員 四・五〇
同右	平成二十八年三月二十九日	あきる野市雨間字塚ノ下四百七十九番十五及び同番十六の各一部	延長 九・二六 幅員 六・〇〇
同右	平成二十八年三月三十一日	昭島市大神町一丁目四百五十三番二の道路	延長 二八・〇二 幅員 四・〇〇

●東京都告示第八百四十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおそれない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十五日

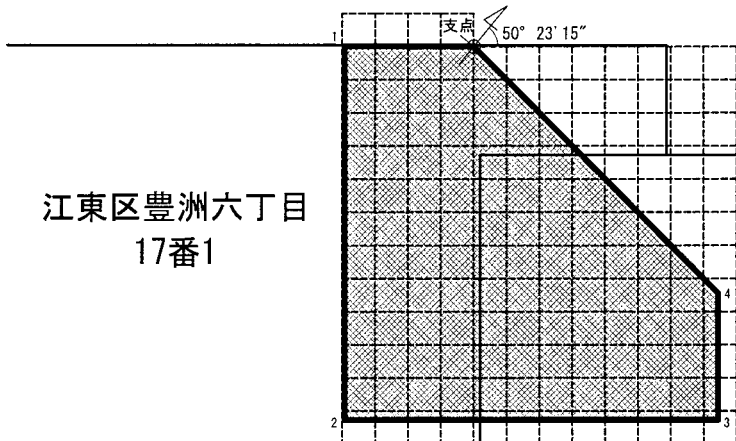
東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図

No.	X座標	Y座標
支点	-39427.600	-4315.020
1	-39452.557	-4165.323
2	-39539.397	-4093.412
3	-39466.930	-4005.847
4	-39437.457	-4030.238

※上記の座標は、測量法及び水路業務法の一部改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。



江東区豊洲六丁目
17番1

江東区豊洲六丁目
12番2

《支点》
支点は、調査対象地の
最北端とする。

《格子の回転角度》
50度23分15秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線
並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている
格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- : 形質変更時要届出区域
- : 筆境界
- : 単位区画線
- : 調査対象地

●東京都告示第八百四十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

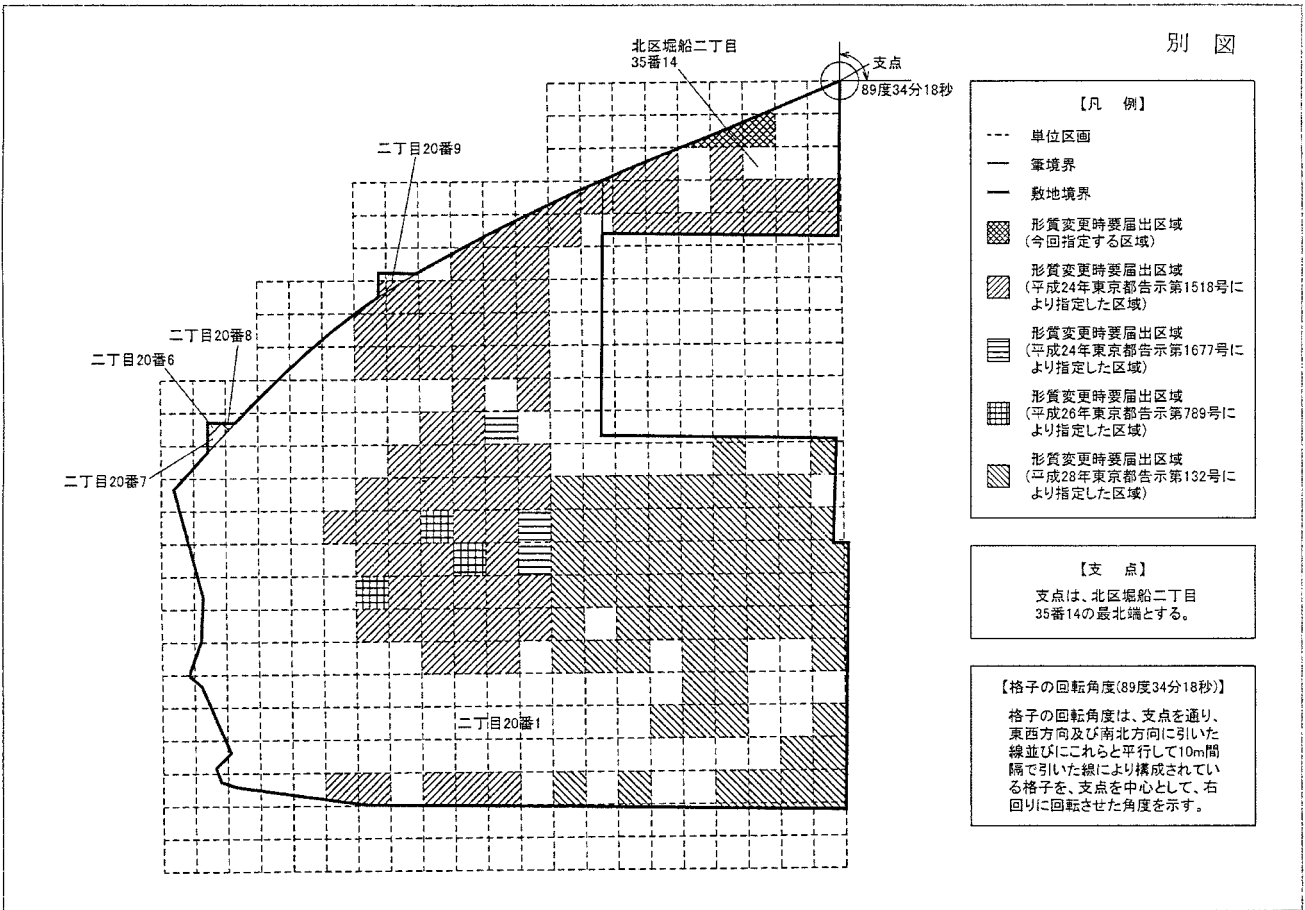
平成二十八年四月十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区堀船二丁
目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第八百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十四年東京都告示第千五百十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十五日

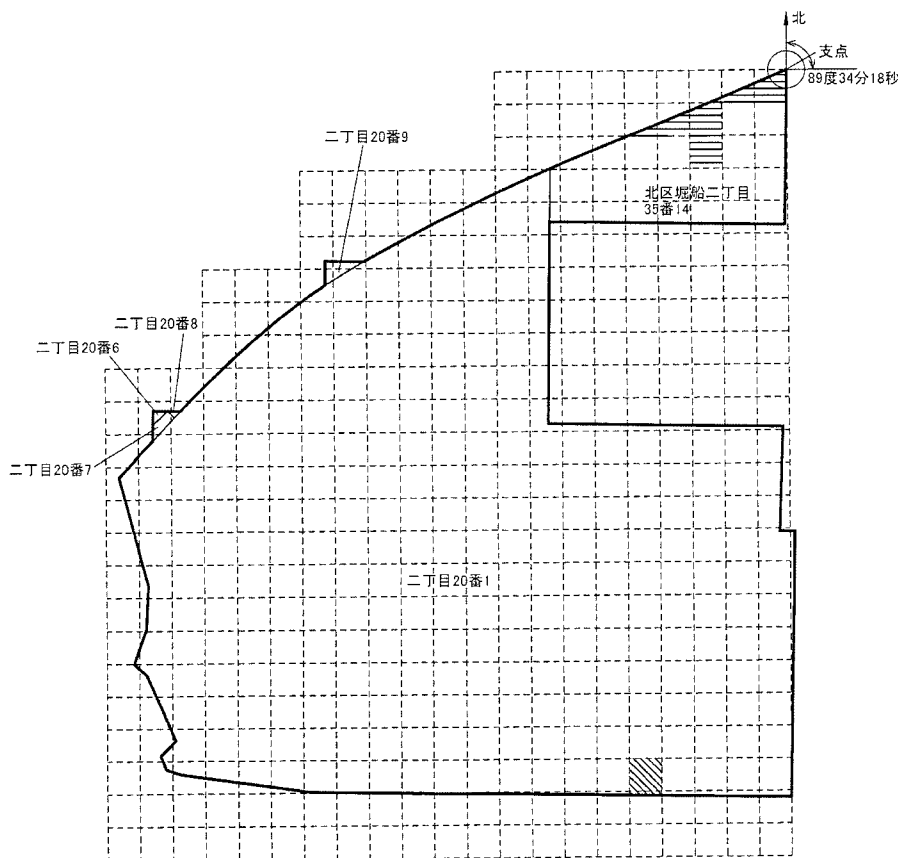
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区堀船二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去及び原位置浄化

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域 (今回指定を解除する区域)
- ▩ 要措置区域 (平成28年東京都告示第131号により指定した区域)

【支点】

支点は、北区堀船二丁目35番14の最北端とする。

【格子の回転角度(89度34分18秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百五十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千三百四十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十五日

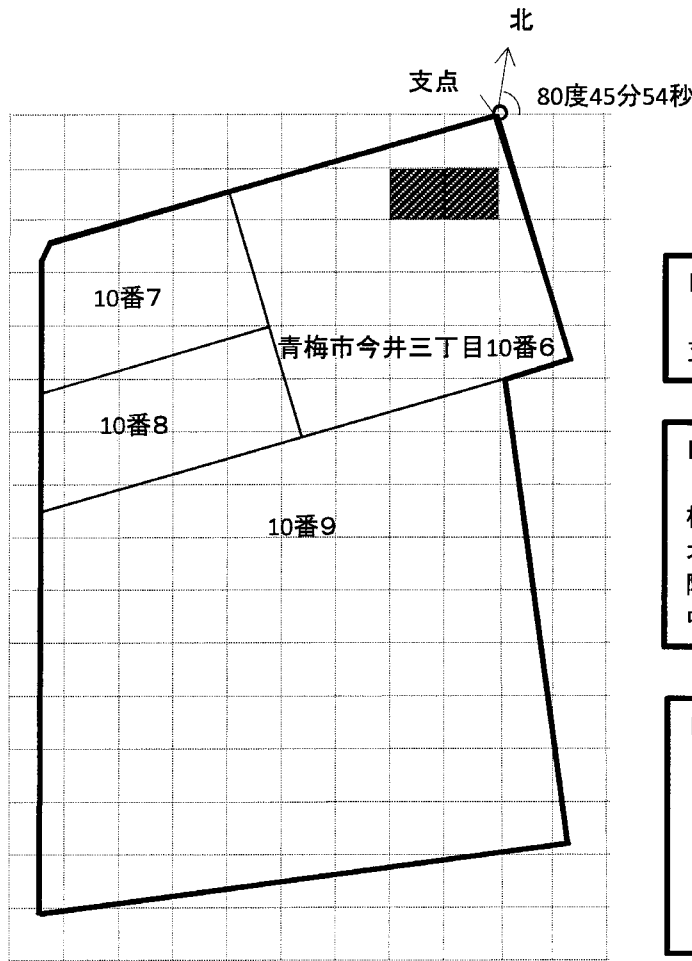
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(青梅市今井三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ベンゼン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



■ 支点
 支点は、青梅市今井三丁目10番6の最北端とする。

■ 格子の回転角度（80度45分54秒）
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

■ 凡例
 : 単位区画
 ——— : 筆境界
 ——— : 調査対象地
 ■■■■ : 指定を解除する区域

●東京都告示第八百五十二号

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年四月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 試験日時

(一) 学科試験

平成二十八年七月三十日（土曜日）午前十時から午前十一時三十分まで

(二) 実技試験

平成二十八年八月一日（月曜日）から同月五日（金曜日）までの間に行い、各受験者宛て試験日時を通知する。

二 試験会場

学校法人後藤学園武蔵野調理師専門学校（豊島区南池袋三丁目十二番五号）

三 試験内容

(一) 学科試験

ア 条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。）に関する事。

イ ふぐに関する一般知識

(二) 実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関する事。

イ ふぐの処理技術

四 試験手数料

一万九千七百円
願書受付期間

平成二十八年六月十四日(火曜日)から同月十六日(木曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後三時三十分まで

願書受付場所

東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口(新宿区西新宿二丁目八番一号)

七 受験資格

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)による調理師免許を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

(一) 東京都知事の与えた免許を有するふぐ調理師の下で、ふぐの取扱(条例第十条第一号及び第三号に規定する場合を除く。)に一年以上従事した者

(二) (一)のふぐの取扱いに一年以上従事した者と同等以上の経験を有する者として次に掲げるもの

ア 次に掲げる府県の知事の与えたふぐの処理に関する免許を有する者

埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県

イ 次に掲げる県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の知事又は市長が二年以上ふぐの処理に従事した者を対象として行うふぐの処理に関する講習会を修了し、

当該知事又は市長がふぐの処理を行うことを認められた者

宮城県、山形県、栃木県、群馬県、茨城県、長野県、岐阜県、三重県、広島県、長崎県、沖縄県、仙台市、広島市、宇都宮市、前橋市、高崎市又は福山市

八 合格発表

平成二十八年十月三日(月曜日)午前十時から午後四時三十分まで、東京都福祉保健局健康安全全部健康課

(東京都庁第一本庁舎二十一階南側)及び東京都市場衛生検査所(中央区築地五丁目二番一号(築地市場内))に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ(<http://www.fukushoken.metro.tokyo.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

九 その他

(一) 受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課及び東京都市場衛生検査所において、平成二十八年五月十六日(月曜日)から配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三二〇)四三三八)に問い合わせること。

●東京都告示第八百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示す

るとともに、その要旨を次のとおり告示する。
平成二十八年四月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不分明な通知の相手方	掲示場所
八王子市小津町六四六番四	大野千代藏	八王子市役所
あきる野市戸倉字盆堀谷二四一三番、二四一四番二、二四一四番三	高橋正次郎 高橋久作 高橋武男 鈴木久雄 高橋徳三	あきる野市役所
西多摩郡檜原村字本宿五五四五番三及び四	志村桂助 小西たき 高取恒三郎 豊嶋惣太郎 小林登	檜原村役場

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定実施要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定実施要件については、平成二十八年東京都告示第百三十三号のとおり。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条

例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人悠遊会

三 代表者の氏名

松本 富江(松本 宗紅)

四 主たる事務所の所在地

東京都港区高輪三丁目二十五番二十七―一四〇七号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の方を対象に、楽しく茶道と親しめるように、茶道を中心とする日本文化の伝承と発展に関する事業を行い、もって茶道の普及と振興、並びに外国人にも日本のおもてなしの心に触れてもらう機会を提供することにより国際親善・文化交流に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 en Design

三 代表者の氏名

伊東 正子

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿五丁目七番三一―二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の文化、芸術を桜縁座の活動を通して、国内外に広めること、伝統文化を新しい切り口で表現することによって、新しい思考の提案をすること、高齢者が生き生きと過ごせ、生涯現役でいられるよう、好奇心を湧き上がらせ、心身共に健康になれるような体操を広める活動をするを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人びあぽーと

三 代表者の氏名

河合 未緒

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区菊川一丁目十二番十二―一〇一号 両国菊川ハウスマイペソライ

五 定款に記載された目的

この法人は、不登校、引きこもり、ニート等社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者及び家族等関係者を主たる対象に、ピアカウンセリング、フリースクール、アウトリーチ(訪問支援)とネットワークを活用した総合的な支援事業を展開することによって当事者の社会参加・自立に寄与すると共に、社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立に向けた「協働型」「創造型」の取組を推進することによって関連する社会問題の解決に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理審議会委員の決定について

東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業施行規程(平成九年東京都条例第八十二号)第二十一条第一項の規定により、委員となることを承諾した次の宅地所有者を委員とすることに決定したので、公告する。

平成二十八年四月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地

三井不動産レジデンシ 中央区銀座六丁目十七番一号
ヤル株式会社

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年四月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

調布市小島町二丁目三十番四 新宿区新宿三丁目一番二十
十六、三十二番二十七、六十一番一、同番七及び同番八の 四号
京王電鉄株式会社
代表取締役 永田 正

西東京市住吉町六丁目二千四 東村山市栄町一丁目三番地
百九番一 六十 清水ビル二〇一
株式会社丸清
代表取締役 清水 宏剛

三鷹市井口一丁目百一番一の 西東京市東伏見三丁目六番
一部及び百二番九 十九号

タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、首都圏中央連絡道路（神奈川県境～一般国道二十号間）建設事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十八年四月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省関東地方整備局

局長 石川 雄一

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

中日本高速道路株式会社

東京支社長 高松 隆久

港区虎ノ門四丁目三番一号

二 対象事業の名称

首都圏中央連絡道路（神奈川県境～一般国道二十号間）建設事業

三 工事着手の年月日

平成十三年十一月九日

四 工事完了の年月日

平成二十八年二月二十九日

五 届出日

平成二十八年三月二十九日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年四月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十八年四月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

(仮称)立川駅北口西地区第一種市街地再開発ビル

二 店舗所在地

立川市曙町二丁目五百番地ほか

三 設置者名

立川駅北口西地区市街地再開発組合

四 設置者住所

立川市曙町一丁目十二番二十二号

五 小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社ヤマダ電機ほか未定

六 新設をする日

平成二十八年十一月十二日

七 店舗面積の合計

六千四百五十一平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数
店舗内ほか 百八十七台

九 駐車場の位置及び収容台数
店舗内 四百二十台

十 荷さばき施設の位置及び面積
店舗内 百八十八平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗内 三十二・八四立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻
午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻
午前零時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌午前零時三十分までほか

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二か所 店舗西側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十一時まで

十七 届出日
平成二十八年三月十一日

十八 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間
平成二十八年四月十五日から同年八月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画道路事業の施行について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
東京都市計画道路事業補助線街路第九十号線及び幹線街路環状第五の二号線	北区堀船三丁目及び上中里三丁目並びに荒川区西尾久八丁目、西尾久七丁目、西尾久六丁目及び西尾久五丁目地内	平成二十八年三月十五日閣東地方整備局告示第六十四号	第六建設事務所
立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線	武蔵村山市三ツ藤三丁目、三ツ木二丁目、岸一丁目、中原一丁目、中原二丁目及び中原三丁目並びに西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添地内	平成二十八年三月十五日閣東地方整備局告示第六十五号	北多摩建設事務所
東村山市都市計画道路事業三・三・八号府中所沢線	東村山市久米川町四丁目、久米川町三丁目、久米川町二丁目、久米川町五丁目、久米川町	平成二十八年三月十五日閣東地方整備局告示	北多摩建設事務所

一丁目及び秋津町 第六十六号
 三丁目地内
 東京都市計画道路事業補助線街路第八十六号線 内
 北区赤羽南一丁目及び志茂一丁目 平成二十八年三月十五日閣東地方整備局告示第六十七号
 第六建設事務所

東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の一号線 及び神宮前二丁目地内
 渋谷区神宮前一丁目、神宮前三丁目 平成二十八年三月十五日閣東地方整備局告示第六十八号
 第二建設事務所

水道料金の減免措置の期間の延長について

平成二十七年四月十五日付東京都公報に東京都水道局長名で公告した「水道料金の減免措置の期間の延長等について」における東日本大震災による避難者の水道料金の減免措置について、次のとおり減免措置の期間を延長するので公告する。

平成二十八年四月十五日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

- 一 延長前の減免措置の期間
 平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成二十八年三月三十一日の属する月分まで
- 二 延長後の減免措置の期間
 平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成二十九年三月三十一日の属する月分まで

水道料金の減免措置について

平成二十六年四月十日付東京都公報に東京都水道局長名で公告した「水道料金の減免措置について」(以下「水道局長名の公告」という。)における減免措置期間の満了に伴い、平成二十八年四月一日から、次のとおり減免措置を実施するので公告する。

平成二十八年四月十五日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

(減免措置の対象等)

一 水道料金の減免措置は、次の各号の上欄に該当するものに係る水道料金について、当該下欄に定める額(率)により定めるものにあつては、当該率を乗じて算出した額)を減じて行う。

(一) 公衆浴場営業(東京都給水条例(昭和三十三年東京都条例第四十一号。以下「条例」という。))第二十三條の三第二項の適用を受けるもの
 従量料金について、一月当たり五立方メートルを超える使用水量一立方メートルにつき十五円を乗じて得た額に百分の百八を乗じて得た額

(二) 社会福祉施設

ア 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第二条第二項各号又は同法第三条第二号から第十一号までに規定する事業(助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に应ずる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。)を行う施設(当該

基本料金及び従量料金の合計額に百分の百八を乗じて得た額の十パーセント

施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。)であつて、次の(ア)又は(イ)のいずれにも該当しないもの

(ア) 国又は地方公共団体が設置又は経営するもの

(イ) 社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業以外の事業を行う施設が併設されているもの

イ 更生保護事業法(平成七十七年法律第八十六号)第四十五条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設

(三) 生活保護世帯

ア 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一條第一項第一号に規定する生活扶助を受ける者(条例第三十條第二項第一号の規定の適用を受ける者)

基本料金と一月当たり使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百八を乗じて得た額から、基本料金に百分の百八を乗じて得た額を差し引いて得た額。ただし、給水管の呼び径が三十ミリメートル以上のものにあつては、基本料金と一月当たり使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百八を乗じて得た額から、基本料金と一月当たり使用水量五立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百八を

イ 生活保護法第十一條第一項第二号から第五号までに規定する教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける世帯(条例第三十條第二項第二号の規定の適用を受ける者を含む世帯を除く。)

(四) 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者(児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)により児童扶養手当の支給を受ける者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)により特別児童扶養手当の支給を受ける者(条例第三十條第二項第二号の規定の適用を受ける者))

乗じて得た額を差し引いて得た額
基本料金と一月当たり使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百八を乗じて得た額

基本料金と一月当たり使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百八を乗じて得た額から、基本料金に百分の百八を乗じて得た額を差し引いて得た額。ただし、給水管の呼び径が三十ミリメートル以上のものにあつては、基本料金と一月当たり使用水量十立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に百分の百八を乗じて得た額を差し引いて得た額

(五) 用水型皮革関連企業(化学工場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)第一條第二項に規定する化学工場及び皮革業)

(六) めっき業(めっき業を専業とする者の当該めっき業)

一月当たり百立方メートルを超える使用水量に係る従量料金に百分の百八を乗じて得た額の二十パーセント
一月当たり百五十立方メートルを超える使用水

に係る施設)

量に係る従量料金に百分の百八を乗じて得た額の十パーセント

(減免申請の手續)

二 この公告の減免措置は、減免を受けようとする水道使用者の減免申請書の提出に基づいて行う。ただし、水道局長名の公告により平成二十八年三月三十一日現在減免措置を受けている水道使用者で、この公告による減免措置の対象となるものについては、新たな減免申請を不要とし、同年四月一日をもってこの公告に係る減免申請書を提出したものとみなす。

(減免の期間)

三 水道料金の減免措置の期間は、減免申請書が提出された日の属する月分から平成三十三年三月三十一日までとする。

(減免申請の受付場所)

四 減免申請は、次の場所で受け付ける。

(一) 一の減免措置の対象が、特別区の区域にある場合

減免措置の対象の存する区域を所管する水道局営業所

(二) 一の減免措置の対象が、条例の適用される市町の区域にある場合
減免措置の対象の存する区域を所管する水道局サービスステーション

サービスステーション

下水道料金の減免措置の期間の延長について

平成二十三年六月十六日付東京都公報に東京都下水道局長名で公告した「下水道料金の減免措置について」における

る東日本大震災による避難者の下水道料金の減免措置について、減免措置の期間を次のとおり延長するので公告する。

平成二十八年四月十五日

東京都下水道局長 石 原 清 次

一 延長前の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成二十八年三月三十一日の属する月分まで

二 延長後の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成二十九年三月三十一日の属する月分まで

下水道料金の減免措置について

平成二十六年四月十日付東京都公報に東京都下水道局長名で公告した「下水道料金の減免措置について」における減免措置の期間の満了に伴い、平成二十八年四月一日から次のとおり減免措置を実施するので公告する。

平成二十八年四月十五日

東京都下水道局長 石 原 清 次

(減免措置の対象等)

一 下水道料金の減免措置は、次の各号の上欄に該当するものに係る下水道使用者の下水道料金について、当該下欄に定める額(率)により定めるものにあつては、当該率を乗じて算出した額)を減じて行う。

- (一) 公衆浴場営業(東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第十四条第一項に規定する料率表の汚水の種別欄に掲げる浴場汚水の適用を受けるもの)

道料金について、当該污水排出量一立方メートルにつき二円を乗じて得た額に百分の百八を乗じて得た額

一月当たり五千立方メートル以下の污水排出量に係る下水道料金の十パーセント

下水道料金の二十パーセント

- (二) 医療施設(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院(国又は地方公共団体が経営するものを除く。))

(三) 社会福祉施設

ア 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第二条第二項各号又は同法第三条第二号から第十一号までに規定する事業(助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に应ずる事業、手話通訳事業、住宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。))を行う施設(当該施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。))であつて、次の(ア)又は(イ)のいずれにも該当しないもの

- (ア) 国又は地方公共団体が設置又は経営するもの
- (イ) 社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業以外の事業を行う施設が

併設されているもの

イ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第四十五条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設

一月当たり八立方メートル以下の污水排出量に係る下水道料金の全額

生活保護世帯(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一条第一項第二号から第五号までに規定する教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける世帯)

皮革関連企業(化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)第一条第二項に規定する化製場及び染革業)

一月当たり二百立方メートルを超え一万立方メートル以下の污水排出量に係る下水道料金の五十パーセント及び一月当たり一万立方メートルを超える污水排出量に係る下水道料金の三十パーセント

めつき業(めつき業を専業とする者の当該めつき業に係る施設)

一月当たり百立方メートルを超え三千立方メートル以下の污水排出量に係る下水道料金の二十パーセント

染色整理業(染料、顔料その他の着色料を使用して繊維又は繊維製品に染色する業を専業とする者の当該事業に係る施設)

一月当たり五十立方メートルを超え三千立方メートル以下の污水排出量に係る下水道料金の十パーセント

高齢者世帯(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の国民年

一月当たり八立方メートル以下の污水排出量に係る下水道料金の全額

け、一般消費者を対象に主として食肉(牛、豚、鶏等の食肉をいい、臓器を含む。)の販売を行う業) けて営業する者であること。

十三 大衆すし店(店舗を設け、一般消費者を対象に主として調理したすしを食させる業) 一人前(並握りずし)を千百円以下で食させる者で、食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

十四 あん類製造業(主としてあん類の製造を行う業) 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

十五 ソース製造業(主としてソース類(ウスターソース、果実ソース、果実ピュール、ケチャップ又はマヨネーズ)の製造を行う業) 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

十六 つけ物製造業(主としてつけ物(野菜、果実、きのこ等を塩、みそ等に漬けたもの)の製造を行う業) 食品製造業等取締条例の許可を受けて営業する者又は食品衛生法施行細則(昭和二十三年東京都規則第三百十号)第十六条の規定により報告書を所轄保健所長に提出して営業する者であること。

十七 そうざい製造業(主としてそうざい(煮物(つくだ煮を除く。)、焼物、揚物等の副食物)の製造を行う業) 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

十八 つくだ煮製造業(主としてつくだ煮(あさり、昆虫、小魚等を煮詰めたもの)の製造を行う業) 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

十九 ハム・ソーセージ製造業(主として食肉製品(ハム、ソーセージ、ベーコン

その他これらに類するもの)の製造(小分け包装のみの場合を除く。)を行う業)

二十 水産物仲卸業(中央卸売市場に店舗を設け、主として一般小売店を対象に水産物を販売する仲卸業) 食品衛生法の許可を受けて営業する者で、東京都中央卸売市場条例(昭和四十六年東京都条例第四百四十四号)第二十四条の規定による知事の許可を受けて営業するものであること。

二十一 簡易宿所営業等(旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第二項から第四項までに規定する簡易宿所営業等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第六項第四号に規定する店舗型風俗特殊営業に係るものを除く。)) 旅館業法第三条第一項の規定による知事の許可を受けて営業する者で、それぞれ次の要件を満たすものであること。

(1) 旅館業法第二条第二項及び第三項に規定するもの 宿泊定員の半数以上を一人一泊当たり五千円以下で宿泊させる施設を備えていること。

(2) 旅館業法第二条第四項に規定するもの 宿泊定員の半数以上を一人一泊当たり二千円以下で宿泊させる施設を備えていること。

二十二 理容業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第一条の二第三項に規定する理容所を設置して、一般消費者を対象に理容を行う業)

二十三 美容業(美容師法(昭和三十三年法律第六十六

食品衛生法の許可を受けて営業する者で、東京都中央卸売市場条例(昭和四十六年東京都条例第四百四十四号)第二十四条の規定による知事の許可を受けて営業するものであること。

旅館業法第三条第一項の規定による知事の許可を受けて営業する者で、それぞれ次の要件を満たすものであること。

(1) 旅館業法第二条第二項及び第三項に規定するもの 宿泊定員の半数以上を一人一泊当たり五千円以下で宿泊させる施設を備えていること。

(2) 旅館業法第二条第四項に規定するもの 宿泊定員の半数以上を一人一泊当たり二千円以下で宿泊させる施設を備えていること。

理容師法第十一条第一項の規定により知事に届け出て営業する者であること。

美容師法第十一条第一項の規定により知事に届

十三号)第二条第三項に規定する美容所を設置して、一般消費者を対象に美容を行う業)

備考 一 業種の欄に掲げる営業のために使用した汚水排出量に係る下水道料金は、東京都下水道条例施行規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第二十八号)第二十六号の三に規定する徴収単位ごとに算出するものであること。

二 業種の欄に掲げる営業を行う店舗がチェーン店又はフランチャイズ店で、水道使用者名にチェーン店名又はフランチャイズ店名が使用されている場合(一部使用を含む。)、当該下水道使用者は、減免措置の対象とならないものとする。

三 業種の欄に掲げる営業に係る水道料金及び下水道料金の請求先が本社等に集約され、その支払い(口座振替、事前登録によるクレジットカード払いを含む。)が行われている場合、当該下水道使用者は、減免措置の対象とならないものとする。

発 行 東 京 都 郵 政 局 一 簡 月 五 〇 円 六 〇 〇 円 刷 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 電 話 〇 三 三 八 二 二 五 二 〇 一 代 郵 便 番 号 113-0001

東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 二 丁 目 八 番 一 号 郵 便 番 号 163-8001 定 価 一 簡 月 五 〇 円 六 〇 〇 円 刷 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 電 話 〇 三 三 八 二 二 五 二 〇 一 代 郵 便 番 号 113-0001

